2　各締約国政府は、この協定に基づいて移転される防衛装備品及び技術に係る権原又は占有権を、当該防衛装備品及び技術を移転した締約国政府の事前の同意を得ないで、自国政府の職員若しくは自国政府から委託を受けた者（契約者及び下請契約者を含む。）以外の者又は他の政府に移転してはならない。

第四条

各締約国政府は、自国の関係法令及び両締約国政府の間の他の適用可能な国際約束に従い、この協定に基づいて他方の締約国政府から移転される秘密情報を保護するための必要な措置をとる。

第五条

この協定及びこの協定に基づいて行われる全ての取極は、それぞれの国の関係法令及び予算に従って実施される。

第六条

この協定及びこの協定に基づいて行われる全ての取極の解釈又は適用に関するいかなる事項も、両締約国政府の間の協議によってのみ解決されるものとする。

第七条

1　この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要な自己の内部手続を完了した日を相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。

2　この協定は、両締約国政府間の書面による合意により改正することができる。この協定の改正は、この協定の効力発生のための手続と同様の手続に従う。

3　この協定は、五年間効力を有し、その後は、一方の締約国政府が他方の締約国政府に対しこの協定を終了させる意思を九十日前に外交上の経路を通じて書面により通告しない限り、毎年自動的に延長される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十七年五月二十二日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
岸田文雄

イタリア共和国政府のために
ロベルタ・ピノッティ

○厚生労働省告示第二百三十三号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十八条の四第一項の規定に基づき、同条第一項に規定する厚生労働大臣の認定を受けた講習を次のとおり認定したので、公示する。

平成三十一年四月十六日　厚生労働大臣　根本　匠

講習	実施機関		認定年月日
	名称	所在地	
NCCPキャリアコンサルタント養成講習	特定非営利活動法人日本カウンセリングカレッジ	東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目十三番一号四階	平成三十一年四月一日
トータルリレイションキャリアコンサルタント養成講習	株式会社キャリアドライブ	神奈川県藤沢市土棚八百番地	平成三十一年四月一日

○厚生労働省告示第二百三十四号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十八条の十七第一項第一号及び第二号の規定に基づき、同条第一号及び第二号に規定する厚生労働大臣の指定を受けた講習を次のとおり指定したので、公示する。

平成三十一年四月十六日　厚生労働大臣　根本　匠

第一条　職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令（平成二十八年厚生労働省令第三十一号。以下「講習省令」という。）第二条第一項の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則（以下「規則」という。）第四十八条の十七第一項第一号に規定する厚生労働大臣の指定を受けた講習は、次の表に掲げるとおりとする。

講習	実施機関			時間（単位は時間とする。以下同じ。）	指定年月日
	名称	所在地			
【CCA】キャリアコンサルタント向け知識講習（WEB）	特定非営利活動法人キャリアカウンセリング協会	東京都港区新橋一丁目十六番四号		八	平成三十一年四月一日
LCSAキャリアコンサルタント更新講習（知識講習）	特定非営利活動法人ライフキャリア・サポート協会	東京都千代田区永田町二丁目十七番十七号		八	平成三十一年四月一日
LECキャリアコンサルタント更新講習知識講習―全通信講座型―	株式会社東京リーガルマインド	東京都千代田区神田三崎町二丁目二番十二号		八	平成三十一年四月一日
LECキャリアコンサルタント更新講習知識講習―通信＋通学講座型―	株式会社東京リーガルマインド	東京都千代田区神田三崎町二丁目二番十二号		八	平成三十一年四月一日
関西カウンセリングセンターCC更新知識講習（通学）	公益財団法人関西カウンセリングセンター	大阪府大阪市北区西天満二丁目六番八号		八	平成三十一年四月一日
関西カウンセリングセンターCC更新知識講習（通信）	公益財団法人関西カウンセリングセンター	大阪府大阪市北区西天満二丁目六番八号		八	平成三十一年四月一日
キャリアコンサルタント知識講習	株式会社日本マンパワー	東京都千代田区神田東松下町四十七番一号		八	平成三十一年四月一日

第二条　講習省令第二条第二項の規定に基づき、規則第四十八条の十七第一項第一号に規定する厚生労働大臣の指定を受けた講習は、次の表に掲げるとおりとする。

講習	実施機関	時間	指定年月日
キャリアコンサルタント更新専門研修【知識講習】	北海道労働局	九	平成三十一年四月一日

第三条　講習省令第二条第一項の規定に基づき、規則第四十八条の十七第一項第二号に規定する厚生労働大臣の指定を受けた講習は、次の表に掲げるとおりとする。

講習	実施機関		科目（講習省令別表の科目をいう。以下同じ。）	時間	指定年月日
	名称	所在地			
【CCA】キャリアコンサルタントのための組織開発講座（入門編）	特定非営利活動法人キャリアカウンセリング協会	東京都港区新橋一丁目十六番四号	一2	十七	平成三十一年四月一日

一般社団法人日本産業カウンセラー協会（キャリアコンサルティングの実践的事例検討会）（技能講習）	一般社団法人日本産業カウンセラー協会（キャリアコンサルティングに必要なアプローチの技能・基礎編）（技能講習）	REBTに関連する技法（動機づけ面接）	REBTカウンセリングの基礎と実践	LECキャリアコンサルタント更新講習（技能講習）（生活困窮者自立支援現場に学ぶ実践力講習）	LECキャリアコンサルタント更新講習（技能講習）（企業内キャリア形成支援のための実践力講習）	CMCA更新講習（技能編）（実践的アプローチの確認）（シニア編）	「CLに気づきや変化をもたらす問題把握力と具体的展開力の強化のための知識と技能をた習得」
一般社団法人日本産業カウンセラー協会	一般社団法人日本産業カウンセラー協会	特定非営利活動法人日本人生哲学感情心理学会	特定非営利活動法人日本人生哲学感情心理学会	株式会社東京リーガルマインド	株式会社東京リーガルマインド	特定非営利活動法人日本キャリア・マネージメント・カウンセラー協会	一般社団法人みんなの人事部
東京都港区新橋六丁目十七番十七号	東京都港区新橋六丁目十七番十七号	東京都世田谷区松原六丁目三十九番十五号八ウス梅ヶ丘一〇二号室	東京都世田谷区松原六丁目三十九番十五号八ウス梅ヶ丘一〇二号室	東京都千代田区神田三崎町二丁目二番十二号	東京都千代田区神田三崎町二丁目二番十二号	東京都中央区新川一丁目十六番四号	東京都江東区亀戸六丁目十六番八号シャルマンクロワール四〇一
二、3、5、6及び7	一2	一1及び4	一1及び4	一1及び4から8まで	一1から4まで及び二1から8まで	一1並びに二2、3、5及び6	二2から6まで及び8
六	六	六	六	六	六	四	七
平成三十一年四月一日	平成三十一年四月一日	平成三十一年四月一日	平成三十一年四月一日	平成三十一年四月一日	平成三十一年四月一日	平成三十一年四月一日	平成三十一年四月一日

一般社団法人日本産業カウンセラー協会（ロールプレイ演習「実践的なキャリアコンサルティングのプロセスを学ぶ」）（技能講習）	一般社団法人日本産業カウンセラー協会（理論を活用した事例検討実践で活かすキャリア理論）（技能講習）	一般社団法人日本産業カウンセラー協会（就職支援に活かす構成的グループエンカウンター）（技能講習）	一般社団法人日本産業カウンセラー協会（事例にメンタルへルスの理解と対応）（技能講習）	一般社団法人日本産業カウンセラー協会（事例検討「発達障害の理解と対応」）（技能講習）	一般社団法人日本産業カウンセラー協会（事例検討「がん治療と就労の両立支援」）（技能講習）	一般社団法人日本産業カウンセラー協会（自己理解演習「セルフキャリアデザイン」）（技能講習）	一般社団法人日本産業カウンセラー協会（教育機関における環境へのきかけとネットワーク）（技能講習）
一般社団法人日本産業カウンセラー協会	一般社団法人日本産業カウンセラー協会	一般社団法人日本産業カウンセラー協会	一般社団法人日本産業カウンセラー協会	一般社団法人日本産業カウンセラー協会	一般社団法人日本産業カウンセラー協会	一般社団法人日本産業カウンセラー協会	一般社団法人日本産業カウンセラー協会
東京都港区新橋六丁目十七番十七号	東京都港区新橋六丁目十七番十七号	東京都港区新橋六丁目十七番十七号	東京都港区新橋六丁目十七番十七号	東京都港区新橋六丁目十七番十七号	東京都港区新橋六丁目十七番十七号	東京都港区新橋六丁目十七番十七号	東京都港区新橋六丁目十七番十七号
一1及び4並びに二1から8まで	一4、並びに二2、5及び6	一2及び二2	一1及び4並びに二1から8まで	一1及び4並びに二1から8まで	一1及び4並びに二1から8まで	一3、並びに二2、5及び6	一2及び4
六	六	六	六	六	六	七	六
平成三十一年四月一日	平成三十一年四月一日	平成三十一年四月一日	平成三十一年四月一日	平成三十一年四月一日	平成三十一年四月一日	平成三十一年四月一日	平成三十一年四月一日

演習で学ぶ！キャリアコンサルティング技法女性編	株式会社日本マンパワー	東京都千代田区神田東松下町四十七番一号	二1から8まで	七	平成三十一年四月一日	演習で学ぶ！キャリアコンサルティング技法中高年編	株式会社日本マンパワー	東京都千代田区神田東松下町四十七番一号	二1から8まで	七	平成三十一年四月一日
外国人留学生のキャリア支援技能講習（技能講習）	株式会社イーパス	東京都渋谷区代官山町十四番二十三号	一1及び4並びに二1から6まで及び8	六	平成三十一年四月一日	演習で学ぶ！キャリアコンサルティング技法若者編	株式会社日本マンパワー	東京都千代田区神田東松下町四十七番一号	二1から8まで	七	平成三十一年四月一日
学生・若者支援に関わるキャリアコンサルタントに必要な面談技術と心がけ	合同会社働く楽しさ研究所	大阪府大阪市中央区南船場四丁目十番五号南船場SOHOビル七〇二	一1及び4並びに二1及び2	三	平成三十一年四月一日	カウンセリングにおける問題解決支援の考え方・進め方	学校法人実学教育学園	新潟県新潟市中央区弁天三丁目一番十九号	一1及び二1から8まで	八	平成三十一年四月一日
関西カウンセリングセンターCC更新技能講習キャリアコンサルタントのための構成的グループエンカウンター実習	公益財団法人関西カウンセリングセンター	大阪府大阪市北区西天満二丁目六番八号	一1、2及び4並びに二1及び2	五	平成三十一年四月一日	関西カウンセリングセンターCC更新技能講習事例でおさえるキャリア諸理論を用いたキャリア支援（ホランド編）	公益財団法人関西カウンセリングセンター	大阪府大阪市北区西天満二丁目六番八号	一1及び2並びに二1から6まで及び8	五	平成三十一年四月一日
関西カウンセリングセンターCC更新技能講習キャリアコンサルタントのための構成的グループエンカウンター実習	公益財団法人関西カウンセリングセンター	大阪府大阪市北区西天満二丁目六番八号	一1及び4並びに二6	五	平成三十一年四月一日	関西カウンセリングセンターCC更新技能講習事例でおさえるキャリア諸理論を用いたキャリア支援（スーパー編）	公益財団法人関西カウンセリングセンター	大阪府大阪市北区西天満二丁目六番八号	一1及び4並びに二1から6まで及び8	五	平成三十一年四月一日
関西カウンセリングセンターCC更新技能講習キャリアコンサルタントのための面接指導セミナー（社会人・転職者対象）	公益財団法人関西カウンセリングセンター	大阪府大阪市北区西天満二丁目六番八号	一4並びに二2、3及び5	五	平成三十一年四月一日	関西カウンセリングセンターCC更新技能講習事例でおさえるキャリア諸理論を用いたキャリア支援（シュロスバーグ編）	公益財団法人関西カウンセリングセンター	大阪府大阪市北区西天満二丁目六番八号	一1及び4並びに二1から6まで及び8	五	平成三十一年四月一日
関西カウンセリングセンターCC更新技能講習キャリアコンサルタントのための面接指導セミナー（学生対象）	公益財団法人関西カウンセリングセンター	大阪府大阪市北区西天満二丁目六番八号	一1及び4並びに二6	五	平成三十一年四月一日	関西カウンセリングセンターCC更新技能講習事例でおさえるキャリア諸理論を用いたキャリア支援（ホクロ	公益財団法人関西カウンセリングセンター	大阪府大阪市北区西天満二丁目六番八号	一1及び4並びに二1から6まで及び8	五	平成三十一年四月一日
関西カウンセリングセンターCC更新技能講習キャリアコンサルタントのための面接指導セミナー（社会人・転職者対象）	公益財団法人関西カウンセリングセンター	大阪府大阪市北区西天満二丁目六番八号	一4並びに二2、3及び5	五	平成三十一年四月一日	関西カウンセリングセンターCC更新技能講習事例でおさえるキャリア諸理論を用いたキャリア支援（ランポルツ編）	公益財団法人関西カウンセリングセンター	大阪府大阪市北区西天満二丁目六番八号	一1及び4並びに二1から6まで及び8	五	平成三十一年四月一日
関西カウンセリングセンターCC更新技能講習キャリアコンサルタントのための面談実践（ロールプレイ）	公益財団法人関西カウンセリングセンター	大阪府大阪市北区西天満二丁目六番八号	一1及び4並びに二1から6まで及び8	五	平成三十一年四月一日	関西カウンセリングセンターCC更新技能講習事例でおさえるキャリア諸理論を用いたキャリア支援（ホランド編）	公益財団法人関西カウンセリングセンター	大阪府大阪市北区西天満二丁目六番八号	一1及び2並びに二1から8まで	二六	平成三十一年四月一日
関西カウンセリングセンターCC更新技能講習キャリアコンサルタントのための面接指導セミナー（学生対象）	公益財団法人関西カウンセリングセンター	大阪府大阪市北区西天満二丁目六番八号	一1及び4並びに二1から6まで及び8	五	平成三十一年四月一日	関西カウンセリングセンターCC更新技能講習キャリアコンサルタントのための面接指導セミナー（社会人・転職者対象）	公益財団法人関西カウンセリングセンター	大阪府大阪市北区西天満二丁目六番八号	一1及び3並びに二1から6まで及び8	四	平成三十一年四月一日
関西カウンセリングセンターCC更新技能講習キャリアコンサルタントのための面談技法（ハラスメント対応）	公益財団法人関西カウンセリングセンター	大阪府大阪市北区西天満二丁目六番八号	一1及び4並びに二6	五	平成三十一年四月一日	関西カウンセリングセンターCC更新技能講習事例でおさえるキャリア諸理論を用いたキャリア支援（ロールプレイ）	公益財団法人関西カウンセリングセンター	大阪府大阪市北区西天満二丁目六番八号	一1及び4並びに二1から6まで及び8	五	平成三十一年四月一日
関西カウンセリングセンターCC更新技能講習キャリアコンサルタントのための面接指導セミナー（学生対象）	公益財団法人関西カウンセリングセンター	大阪府大阪市北区西天満二丁目六番八号	一1から4並びに二2から6まで及び8	六	平成三十一年四月一日	関西カウンセリングセンターCC更新技能講習事例でおさえるキャリア諸理論を用いたキャリア支援（ホスピタリティ編）	公益財団法人関西カウンセリングセンター	大阪府大阪市北区西天満二丁目六番八号	一1及び4並びに二1から6まで及び8	五	平成三十一年四月一日
関西カウンセリングセンターCC更新技能講習キャリアコンサルタントのための面接指導セミナー（社会人・転職者対象）	公益財団法人関西カウンセリングセンター	大阪府大阪市北区西天満二丁目六番八号	一1及び4並びに二1から6まで及び8	六	平成三十一年四月一日	関西カウンセリングセンターCC更新技能講習事例でおさえるキャリア諸理論を用いたキャリア支援（ランポルツ編）	公益財団法人関西カウンセリングセンター	大阪府大阪市北区西天満二丁目六番八号	一1及び4並びに二1から6まで及び8	五	平成三十一年四月一日
【技能更新講習】キャリアコンサルティングにおける「価値観」の分析のあり方	学校法人大原学園	東京都千代田区西神田一丁目二番十号	一1から4並びに二2から6まで及び8	六	平成三十一年四月一日	【技能講習】キャリアコンサルティングに活かすアサーション	公益財団法人関西生産性本部	大阪府大阪市北区中之島六丁目二番二十七号中之島センタービル	一1	八	平成三十一年四月一日
技能講習キャリアコンサルティングにおける「価値観」の分析のあり方	学校法人大原学園	東京都千代田区西神田一丁目二番十号	一1から4並びに二2から6まで及び8	六	平成三十一年四月一日	技能講習キャリア形成支援のための「職務経歴書」の活用	学校法人大原学園	東京都千代田区西神田一丁目二番十号	一1、3及び4並びに二1から6まで及び8	六	平成三十一年四月一日
技能講習キャリアカウンセラー養成講座基礎編	株式会社日本マンパワー	東京都千代田区神田東松下町四十七番一号	一1並びに二1から5まで及び8	四	平成三十一年四月一日	技能講習キャリアカウンセラー養成講座	株式会社日本マンパワー	東京都千代田区神田東松下町四十七番一号	一1及び2並びに二1から8まで	二六	平成三十一年四月一日
技能講習キャリアコンサルティングに活かすアサーション	公益財団法人関西生産性本部	大阪府大阪市北区中之島六丁目二番二十七号中之島センタービル	一1	八	平成三十一年四月一日	技能講習キャリアカウンセラー養成講座	株式会社日本マンパワー	東京都千代田区神田東松下町四十七番一号	一1及び2並びに二1から8まで	二六	平成三十一年四月一日
【技能更新講習】キャリアコンサルフ・キャリアドック（面談実践）コース	b-act-ive株式会社	神奈川県川崎市麻生区百合丘三丁目十九番地十五	一1及び3並びに二1から6まで及び8	六	平成三十一年四月一日	【技能更新講習】キャリアコンサルフ・キャリアドック（面談実践）コース	b-act-ive株式会社	神奈川県川崎市麻生区百合丘三丁目十九番地十五	一1及び3並びに二1から6まで及び8	六	平成三十一年四月一日

キャリア教育に活かす交流分析（技能講習）	株式会社ラ・イフジャパン	熊本県熊本市東区戸島西二丁目三番十号	一1及び二2	六	平成三十一年四月一日	キャリアコンサルタントが組織に働きかけるチェンジエージェント（変えるための人）となるためのセミナー～ODの基礎と実践プロセス～	一般社団法人地域連携プラットフォーム	埼玉県志木市館二丁目五番二号鹿島ビル四階	一1及び2並びに二2から7まで	七	平成三十一年四月一日
キャリアコンサルタントによる職場復帰支援	株式会社テクノファ	神奈川県川崎市川崎区砂子一丁目十番二号	一1及び4並びに二1、2、3、5、6及び8	六	平成三十一年四月一日	キャリアコンサルタントの効果的な質問スキルを高める	特定非営利活動法人中国キャリアコンサルタント研究会	広島県広島市中区幟町三―一第三山県ビル六階六〇一号	一1から4及び二1から8まで	七	平成三十一年四月一日
キャリアコンサルティングに活かす相互研鑽のためのフィードバック基礎	株式会社日本マンパワー	東京都千代田区神田東松下町四十七番一号	二1から8まで	六	平成三十一年四月一日	キャリアコンサルタントのプロとしてのあり方を倫理綱領とディスカッションを通じて学ぶ	合同会社働く楽しさ研究所	大阪府大阪市中央区南船場四丁目十番五号南船場SOHOビル七〇二	一1及び二1	三	平成三十一年四月一日
キャリアコンサルティングに活かす動機づけ面接法（技能講習）	株式会社ラ・イフジャパン	熊本県熊本市東区戸島西二丁目三番十号	一1、2及び4並びに二1から8まで	六	平成三十一年四月一日	キャリアコンサルティングに活かす統合的ライフ・ブランニング（ILP）	特定非営利活動法人日本キャリア・カウンセリング研究会	東京都文京区湯島三丁目十三番八号	一1、2及び4並びに二1から8まで	六	平成三十一年四月一日
キャリアコンサルティングのためのEQ（感情知能）活用講座（技能講習）	シックスセカンズジャパン株式会社	東京都中央区日本橋小伝馬町十八番一号	一1及び4並びに二1、2、5、6、7及び8	七	平成三十一年四月一日	キャリアコンサルティングの相互研鑽のためのフィードバック基礎	株式会社日本マンパワー	東京都千代田区神田東松下町四十七番一号	二1から8まで	六	平成三十一年四月一日
キャリアコンサルティング面談講習（技能講習）	群馬県生産性本部	群馬県渋川市渋川二二〇二	一1から4及び二1から8まで	七	平成三十一年四月一日	キャリアコンサルティングに活かす動機づけ面接法（技能講習）	株式会社ラ・イフジャパン	熊本県熊本市東区戸島西二丁目三番十号	一1、2及び4並びに二1、2及び5	六	平成三十一年四月一日

キャリア・ファシリテーター協会技能講習キャリアコンサルタントのための事例検討①既卒3年の事例検討編	特定非営利活動法人キャリア・ファシリテーター協会	和歌山県和歌山市神前三十七番地の二	一1及び4並びに二1から6までかから8	三	平成三十一年四月一日	キャリア・ファシリテーター協会技能講習キャリアコンサルタントのための事例検討②女性支援編	特定非営利活動法人キャリア・ファシリテーター協会	和歌山県和歌山市神前三十七番地の二	一1及び4並びに二1から6までかから8	三	平成三十一年四月一日
キャリア・ファシリテーター協会技能講習キャリアコンサルタントのための事例検討③中高年支援編	特定非営利活動法人キャリア・ファシリテーター協会	和歌山県和歌山市神前三十七番地の二	一1及び4並びに二1から6までかから8	三	平成三十一年四月一日	キャリア・ファシリテーター協会技能講習キャリアコンサルタントのための事例検討④生活困窮者支援編	特定非営利活動法人キャリア・ファシリテーター協会	和歌山県和歌山市神前三十七番地の二	一1及び4並びに二1から6までかから8	三	平成三十一年四月一日
グループアプローチのスキルを磨く～SGEを使って～	一般社団法人キャリアエデュケーション	大阪府大阪市北区天神橋一丁目三番二号	一1及び2	七	平成三十一年四月一日	グループアプローチ・リーダーのアンガー対応へ技能講習＜	悠久の風株式会社	大阪府大阪市東淀川区東淡路二丁目十六番六一階	一1、2及び4並びに二1から8まで	七	平成三十一年四月一日
再就職支援カウンセリングの実務講習	一般財団法人雇用開発センター	東京都中央区日本橋浜町二丁目二十三番十一号	二1から8まで	七	平成三十一年四月一日	女性のキャリア支援技能講習（技能講習）	株式会社イーバス	東京都渋谷区代官山町十四番二十三号	一1、3及び4並びに二1から6までかから8	六	平成三十一年四月一日
ジョブ・カード作成支援演習	合同会社シイブンクルー	大阪府大阪市淀川区西中島六丁目九番二十号	一1、3及び4並びに二2から6までかから8	六	平成三十一年四月一日	ジョブ・カード作成支援講座（企業領域）	一般社団法人キャリアエデュケーション	大阪府大阪市北区天神橋一丁目三番二号	一1、3及び4	三	平成三十一年四月一日
ジョブ・カード作成支援講座（求職者支援）	一般社団法人キャリアエデュケーション	大阪府大阪市北区天神橋一丁目三番二号	一1、3及び4	三	平成三十一年四月一日						

ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング	特定非営利活動法人中国キャリア研究センター	広島県広島市中区幟町三一一第三山県ビル六階六〇一号	一から四まで及び一から八まで	七	平成三十一年四月一日	シニアのライフデザインファシリテーション	株式会社テクノファア	神奈川県川崎市川崎区砂子一丁目十番二号	一から四まで及び一から八まで	七	平成三十一年四月一日
職業カードで実践！自己理解・仕事理解の支援技法	株式会社日本マンパワー	東京都千代田区神田東松下町四十七番一号	一から三まで及び二	六	平成三十一年四月一日	相談者の思考転換につながる質問力アップトレーニング	合同会社働く楽しさ研究所	大阪府大阪市中央区南船場四丁目十番五号南船場ＳＯＨＯビル七〇二	一から五及び一から六	三	平成三十一年四月一日
相談者を取り巻く環境への理解を事例とディスカッションを通じて深める	合同会社働く楽しさ研究所	大阪府大阪市中央区南船場四丁目十番五号南船場ＳＯＨＯビル七〇二	一から二並びに一、二及び六	三	平成三十一年四月一日	一〇〇年キャリア講座組織・人事における中高年・シニアのための生涯キャリアコンサルティング	株式会社パソナ	一〇〇年キャリア講座自己理解・仕事理解の支援技法	一から三並びに一、二及び七	六	平成三十一年四月一日
大学生支援・自己理解ワークへ技能講習〉	悠久の風株式会社	大阪府大阪市東淀川区東淡路二丁目十六番六一一階	一から二並びに一、二及び六から七	七	平成三十一年四月一日	一〇〇年キャリア講座高年・シニア個人に働きかけるキャリアコンサルティング	株式会社パソナ	東京都千代田区丸の内一丁目五番一号	一から二並びに一、二及び六	六	平成三十一年四月一日
大学生支援・ネットワークの活用へ技能講習〉	悠久の風株式会社	大阪府大阪市東淀川区東淡路二丁目十六番六一一階	一から二並びに一、二及び六から七まで	七	平成三十一年四月一日	一〇〇年キャリア講座見つける眼と繋げる手メンタルヘルスの組織・キャリアコンサルティング	株式会社パソナ	東京都千代田区丸の内一丁目五番一号	一から二並びに一、二及び六	六	平成三十一年四月一日
動機付け面接法による面談力アップ講座	一般社団法人キャリアエデュケーション	大阪府大阪市北区天神橋一丁目三番二号	一から二並びに一、二及び六	七	平成三十一年四月一日	【フレームワークを活用した論理的思考を習得】	一般社団法人みんなの人事部	東京都江東区亀戸六丁目十六番八号シャルマンクロワール四〇一	二から六並びに二、三、六及び八	七	平成三十一年四月一日
内的キャリアを探るカードを使った自己理解とグループワーク～はたかち標準講習会～	特定非営利活動法人日本キャリア・カウンセリング研究会	東京都文京区湯島三丁目十三番八号	一から二並びに一、二、三、五及び八	八	平成三十一年四月一日	モチベーションジャパン技能講習企業を主領域とするキャリアコンサルタントが、人事協業すべき人事に何が必要かを学ぶ	株式会社モチベーションジャパン	東京都港区新橋三丁目十四番十四号	一から二並びに二、三、五、六及び八	六	平成三十一年四月一日
ナラティブ・アプローチに学ぶ身近なカウンセラーの姿勢	一般社団法人キャリアエデュケーション	大阪府大阪市北区天神橋一丁目三番二号	一から二並びに一、二、五及び八	七	平成三十一年四月一日	モチベーションジャパン技能講習キャリアコンサルタントが自分で気づき、改善課題を見つけ、発見し、改善すべき課題を学び、実践に上手く繋げるためのトレーニング	株式会社モチベーションジャパン	東京都港区新橋三丁目十四番十四号	一から二並びに一、二、三、六及び八	六	平成三十一年四月一日
認知行動療法つ～認知の修正という行動活性化を学ぶ～	一般財団法人雇用開発センター	東京都中央区日本橋浜町三丁目二十三番十一号	一から二並びに一、二、五及び八	四	平成三十一年四月一日						

講習	実施機関の名称	科目	時間	指定年月日
キャリアコンサルタント更新講習（技能Ⅱ）	三重労働局	二1から5まで	一四	平成三十一年四月一日
キャリアコンサルタント更新講習（技能Ⅰ）	三重労働局	一1から4まで	一四	平成三十一年四月一日
モチベーションマネジメントキャリアコンサルティング技能講習	株式会社モチベーションジャパン	一1並びに二2、3、5、6及び8	六	平成三十一年四月一日
【リカレント】キャリアコンサルタント技能講習アセスメント力をつける事例検討法を学ぶ―アセスメントとPDCAGIPを使って	株式会社リカレント	一1及び二2	六	平成三十一年四月一日
【リカレント】キャリアコンサルタント技能講習新しいキャリア・アセスメント～質的アセスメントを学ぶ	株式会社リカレント	一1及び二2	六	平成三十一年四月一日
【リカレント】キャリアコンサルタント技能講習ナラティブ・キャリアの実際～ケーススタディと実習	株式会社リカレント	一1及び二2	六	平成三十一年四月一日
【リカレント】キャリアコンサルタント技能講習認知行動療法を活かした関係構築と支援展開―問題解決技法によるキャリアコンサルティング	株式会社リカレント	一1及び4並びに二1及び2	六	平成三十一年四月一日
『例外探し』を活用したナラティブ・アプローチ	株式会社テクノファ	一1並びに二1から5まで及び8	九	平成三十一年四月一日

第四条　講習省令第二条第二項の規定に基づき、規則第四十八条の十七第一項第二号に規定する厚生労働大臣の指定を受けた講習は、次の表に掲げるとおりとする。

講習	実施機関の名称	科目	時間	指定年月日
キャリアコンサルタント更新講習（技能Ⅱ）	三重労働局	二1から5まで	一四	平成三十一年四月一日
キャリアコンサルタント更新講習（技能Ⅲ）	三重労働局	二6から8まで	七	平成三十一年四月一日
キャリアコンサルタント更新専門研修（技能Ⅰ）	群馬労働局	一1から4まで	一二	平成三十一年四月一日
キャリアコンサルタント更新専門研修（技能Ⅰ）	高知労働局	一1から4まで	一二	平成三十一年四月一日
キャリアコンサルタント更新専門研修（技能Ⅰ）	佐賀労働局	一1から4まで	一二	平成三十一年四月一日
キャリアコンサルタント更新専門研修（技能Ⅰ）	山形労働局	一1から4まで	一二	平成三十一年四月一日
キャリアコンサルタント更新専門研修（技能Ⅰ）	山口労働局	一1から4まで	一二	平成三十一年四月一日
キャリアコンサルタント更新専門研修（技能Ⅰ）	山梨労働局	一1から4まで	一〇	平成三十一年四月一日
キャリアコンサルタント更新専門研修（技能Ⅱ）	群馬労働局	二1から5まで	一三	平成三十一年四月一日
キャリアコンサルタント更新専門研修（技能Ⅱ）	高知労働局	二1から5まで	一三	平成三十一年四月一日
キャリアコンサルタント更新専門研修（技能Ⅱ）	佐賀労働局	二1から5まで	一三	平成三十一年四月一日
キャリアコンサルタント更新専門研修（技能Ⅱ）	山形労働局	二1から5まで	一三	平成三十一年四月一日
キャリアコンサルタント更新専門研修（技能Ⅱ）	山口労働局	二1から5まで	一三	平成三十一年四月一日
キャリアコンサルタント更新専門研修（技能Ⅱ）	山梨労働局	二1から5まで	一〇	平成三十一年四月一日
キャリアコンサルタント更新専門研修（技能Ⅲ）	群馬労働局	二6から8まで	七	平成三十一年四月一日
キャリアコンサルタント更新専門研修（技能Ⅲ）	高知労働局	二6から8まで	七	平成三十一年四月一日

キャリアコンサルタント更新専門研修（技能Ⅲ）	佐賀労働局	二6から8まで	七	平成三十一年四月一日
キャリアコンサルタント更新専門研修（技能Ⅲ）	山形労働局	二6から8まで	七	平成三十一年四月一日
キャリアコンサルタント更新専門研修（技能Ⅲ）	山口労働局	二6から8まで	七	平成三十一年四月一日
キャリアコンサルタント更新専門講習（技能Ⅰ）	石川労働局	一1から4まで	一二	平成三十一年四月一日
キャリアコンサルタント更新専門講習【技能Ⅰ】	埼玉労働局	一1から4まで	一二	平成三十一年四月一日
キャリアコンサルタント更新専門講習（技能Ⅱ）	石川労働局	二1から5まで	一三	平成三十一年四月一日
キャリアコンサルタント更新専門講習【技能Ⅱ】	埼玉労働局	二1から5まで	一三	平成三十一年四月一日
キャリアコンサルタント更新専門講習（技能Ⅲ）	石川労働局	二6から8まで	七	平成三十一年四月一日
キャリアコンサルタント更新専門講習【技能Ⅲ】	埼玉労働局	二6から8まで	七	平成三十一年四月一日

○国土交通省告示第五百八十三号

船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第一条第四項の規定に基づき、船舶安全法施行規則第一条第四項の特殊な構造又は設備を有する船舶を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十一年四月十六日　国土交通大臣　石井　啓一

船舶安全法施行規則第一条第四項の特殊な構造又は設備を有する船舶を定める告示の一部を改正する告示

船舶安全法施行規則第一条第四項の特殊な構造又は設備を有する船舶を定める告示（昭和五十五年運輸省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
船舶安全法施行規則第一条第四項の告示で定める特殊な構造又は設備を有する船舶は、次のとおりとする。 一・二　（略）	船舶安全法施行規則第一条第四項の告示で定める特殊な構造又は設備を有する船舶は、次のとおりとする。 一・二　（略）
三　長さ二メートル以上又は推進機関の連続最大出力が一・五キロワット以上の小型船舶であって、遠隔操縦により人が制御できる機能を有するもの	（新設）

附　則

この告示は、平成三十一年六月三日から施行する。

○国土交通省告示第五百八十四号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第四号の規定に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第四号の告示で定める船舶を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十一年四月十六日　国土交通大臣　石井　啓一

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第四号の告示で定める船舶を定める告示の一部を改正する告示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第四号の告示で定める船舶を定める告示（平成二十八年国土交通省告示第千七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
一　国際競技団体又はその加盟競技団体が定める競技会（当該競技会のために行われる練習を含む。以下同じ。）の実施に関する規程であって小型船舶を操縦する者の範囲及び小型船舶が航行する水域を限定する等の適切な安全対策が定められていると国土交通大臣が認めるものに基づき実施される競技会において当該規程に従って使用される小型船舶 二　遠隔操縦により人が制御できる機能を有する小型船舶（人を乗船させないで運航する場合に限る。）であって、船舶所有者が定める運航の実施に関する規程（遠隔操縦を行うために必要な知識及び能力に関する事項（当該小型船舶を操縦する者又は当該者を監督する者が操縦免許証を受有していること、遠隔操縦により当該小型船舶を制御できること等）、運航の実施体制に関する事項（発航前の検査、適切な見張り等）等が定められ、操縦免許証を受有する小型船舶操縦士が乗船する場合と同等の適切な安全対策が講じられていると国土交通大臣が認めるものをいう。）に従って運航するもの	国際競技団体又はその加盟競技団体が定める競技会（当該競技会のために行われる練習を含む。以下同じ。）の実施に関する規程であって小型船舶を操縦する者の範囲及び小型船舶が航行する水域を限定する等の適切な安全対策が定められていると国土交通大臣が認めるものに基づき実施される競技会において当該規程に従って使用される小船舶

附　則

この告示は、平成三十一年六月三日から施行する。